

**市税・各種保険料の納付の猶予制度**  
 傷病や失業などの特別な事情で市税などを期限内に納付できない場合は、徴収や差押えを一定期間猶予する制度があります。各問い合わせ先へご連絡ください。

**【税・国民健康保険料】** 本庁舎収納推進課  
 0857・30・8162

**【後期高齢者医療保険料】** 保険年金課  
 0857・20・3920

**【介護保険料】** 長寿社会課

**【介護保険料】**  
**対象**  
 ①主たる生計維持者がり患し、死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者は主たる生計維持者が次のア～イのすべてを満たす第一号被保険者(65歳以上)ア 事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが令和元年に比べ30%以上の減少見込イ 収入減見込の所得を除いた令和元年の他の所得合計額が400万円以下

**軽減される保険料** 国民健康保険料と同様(6ページ参照)

**申請方法** 事前に問い合わせ先へ電話連絡し、主たる生計維持者の収入減少が分かる書類などを、本庁舎1階3番窓口へ提出してください。

**本庁舎長寿社会課**  
 0857・30・8212  
 0857・20・3906

**特集**  
**税や保険料の減免・猶予制度があります**  
 〈新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人へ〉

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人などは、税や保険料の減免が受けられる場合があります。また、市税などの支払いが困難な場合は徴収の猶予制度がありますので、お早めにご相談ください。

**固定資産税などの軽減措置**

**対象** 令和2年2月から10月までの任意の連続3か月間の事業収入が、前年の同期と比較して30%以上減少している中小事業者等

**軽減される税** 令和3年度の事業用家屋に対する固定資産税および都市計画税、設備などの償却資産に対する固定資産税

**軽減額**  
 ①事業収入が30%以上50%未満の減少…2分の1  
 ②事業収入が50%以上の減少…全額

**申告方法・期間** 本市公式ホームページで入手できる所定の申告様式で、あらかじめ認定経営革新等支援機関等(下図参照)の確認を受け、令和3年1月4日から2月1日までに本庁舎2階21番窓口へ提出してください。

**本庁舎固定資産税課**  
 0857・30・8156  
 0857・20・3920

**【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】**  
**対象**  
 ①主たる生計維持者がり患し、死亡または重篤な傷病を負った世帯  
 ②主たる生計維持者が次のア～ウのすべてを満たす世帯ア 事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが令和元年に比べ30%以上の減少見込イ 収入減見込の所得を除いた令和元年の他の所得合計額が400万円以下

**軽減される保険料** 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は年金支払日)が到来する保険料のうち、必要と認められる期間の保険料

**申請方法** 事前に問い合わせ先へ電話連絡し、所得が確認できる書類などの必要書類を、本庁舎1階9番窓口(国民健康保険料)、13番窓口(後期高齢者医療保険料)へ提出してください。

**本庁舎保険年金課**  
 (国保) 0857・30・8222  
 (後期) 0857・30・8225  
 0857・20・3906

**新型コロナウイルス感染症対策**

～市税などの支払いは外出不要！口座振替・スマホアプリで納付できます！～

本市では市税などのお支払いには、便利な口座振替をおすすめしています。現在納付書でお支払いしている人は、スマホアプリを利用して支払うサービスをご利用いただけます。どちらも外出することなく支払いが完了するため、新型コロナウイルス感染症対策としても効果的です。

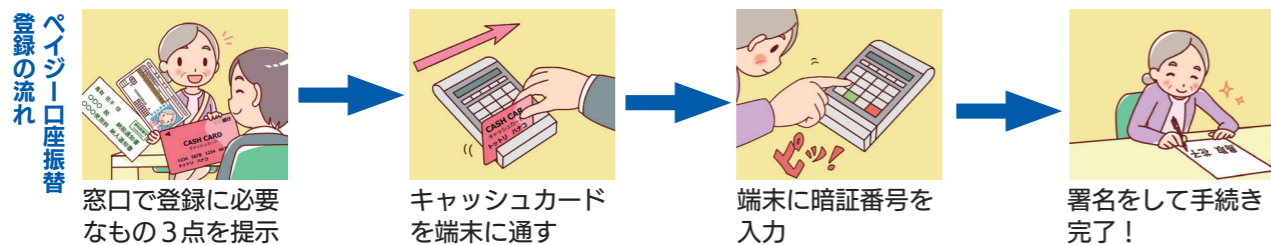
**口座振替はキャッシュカードだけで登録できるページが便利です！**

**【登録に必要なもの】**

- ①口座振替を希望する口座のキャッシュカード(※法人用キャッシュカード不可)
- ②身分証明書(運転免許証・保険証など)
- ③口座振替を希望する税・料金の納税(入)通知書

**【ページ口座振替受付サービス申込場所】**

- 本庁舎1階 国保と年金窓口・福祉総合窓口
- 本庁舎2階 税総合窓口、建築住宅課(26番)窓口
- 各総合支所 市民福祉課



**ページで口座振替登録ができる金融機関…** ●鳥取銀行、●山陰合同銀行、●鳥取信用金庫、●中国労働金庫、●ゆうちょ銀行、●島根銀行、●鳥取いなば農協

**スマートフォンアプリで各種税金・料金がお支払いできます！**

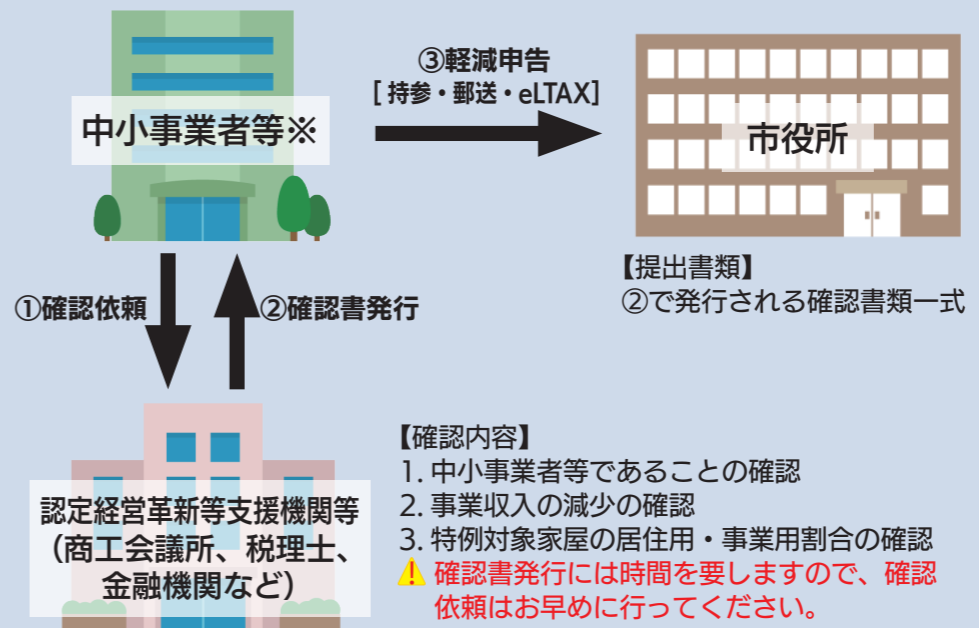
右記のスマホアプリを使うと、納付書のバーコードをスキャンするだけで簡単に納付できます！  
 ※アプリダウンロードや操作方法など、詳しくは各ウェブサイトでご確認ください。



**スマートフォンアプリで納付できる税金、料金…** ●市・県民税(普通徴収)、●固定資産税・都市計画税、●軽自動車税(種別割)、●国民健康保険料、●後期高齢者医療保険料、●介護保険料、●保育料(幼稚園・保育園) ●住宅家賃等(市営・県営)、●住宅修繕料、●下水道使用料(下水道・集落排水施設)

※納期限を過ぎたもの、バーコードが印字されていないもの、金額を訂正したものの、1件の金額が30万円を超えるものは納付できません。  
 ※領収書は発行されませんので、アプリの支払記録をご確認ください。二重納付にご注意ください。  
 ※軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書が必要な人は、他のお支払い方法をご利用ください。  
 各税金・料金の納期限、口座振替開始日など詳しくは鳥取市コールセンター(☎0857-22-8111)まで

＜固定資産税・都市計画税軽減措置の申告の流れ＞



※中小事業者等とは  
 ・常時使用する従業員の数が1000人以下の個人  
 ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1000人以下の法人

**各種保険料の減免制度**

**【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】**  
**対象**  
 ①主たる生計維持者がり患し、死亡または重篤な傷病を負った世帯  
 ②主たる生計維持者が次のア～ウのすべてを満たす世帯

ア 事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが令和元年に比べ30%以上の減少見込  
 イ 令和元年の所得合計額が1000万円以下  
 ウ 収入減見込の所得を除いた令和元年の他の所得合計額が400万円以下

**軽減される保険料** 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は年金支払日)が到来する保険料のうち、必要と認められる期間の保険料

**申請方法** 事前に問い合わせ先へ電話連絡し、所得が確認できる書類などの必要書類を、本庁舎1階9番窓口(国民健康保険料)、13番窓口(後期高齢者医療保険料)へ提出してください。

**本庁舎保険年金課**  
 (国保) 0857・30・8222  
 (後期) 0857・30・8225  
 0857・20・3906